

当日配布資料

会議の公開・会議録の作成について

・本市では、「久喜市審議会等の会議の公開に関する条例」を定めており、

① 会議の原則公開（条例第3条）

② 会議録の作成・公開（条例第9条・第10条）

を義務付けております。

① 会議の原則公開について

・個人情報など非公開とすべき案件が発生した場合を除き、原則通り会議を公開とさせていただきます。

② 会議録の作成・公開

・会議録作成のため、事務局において会議を録音させていただきます。

・会議終了後に事務局において会議録の原案を作成し、会長にご確認いただいた後、会長の署名をもって会議録を確定いたします。

・会議録は、公文書館閲覧室に配架するほか、本市ホームページでも公開いたします。

・会議録に訂正の必要が生じたときは、次回以降の会議で訂正できるものとします。